

令和3年度沖縄県振興審議会
第3回農林水産業振興部会議事録

1 日 時 令和3年8月17日(火)10:00~12:17

2 場 所 JA会館2階(203・204会議室)

3 出席者

【部会委員】

部会長	内藤 重之	琉球大学農学部教授
副部会長	普天間 朝重	沖縄県農業協同組合代表理事理事長
	嵩原 義信	沖縄県農業協同組合中央会常務理事
	具志 純子	沖縄県生活協同組合連合会副会長理事
	上原 亀一	沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長
	谷口 真吾	琉球大学農学部教授

【オブザーバー】

宮島 寛之	JAおきなわ青壮年部委員長
-------	---------------

(欠席)

山城 隆則	沖縄県中央卸売市場協会会長
宮城 園子	沖縄県農業協同組合女性部会長
立原 一憲	琉球大学理学部教授

【事務局等】

農林水産部：屋宜農業振興統括監、近藤森林管理課長、久保田流通加工推進課長、
金城畜産課長、新垣班長(農林水産総務課)、
内川主任技師(農林水産総務課)

(1)開会

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

これより沖縄県農林水産振興部会、第3回を開催いたします。

進行役を務めます農林水産総務課の新垣でございます。本日もよろしくお願いいたします。
す。

本日は、山城委員、立原委員、宮城委員が別用務により御欠席との連絡がございました。

よろしくお願いいたします。

引き続きまして、資料の確認をお願いいたします。

御手元の次第にあります配付資料一覧を御確認ください。

まず、本日の次第と配席図でございます。

資料1 意見書様式(修正文案用)、御意見いただいております回答でございます。

資料2 新たな振興計画(素案)の抜粋版でございます。

この抜粋版の後ろに、スマート農林水産業の主な取組状況のペーパーもついております。

資料3 関連体系図(案)、農林水産振興部会関連の抜粋でございます。

資料4 他部会からの意見照会事項でございます。

最後に、参考資料でございます。

素案に記載の取組の詳細一覧として、施策ごとの主な取組を整理しておりますので、またお目通しいただければと思います。以上となります。

それでは、本日の審議の流れについて御説明いたします。

御手元の次第を御覧ください。

本日の審議事項は、1点目、第2回農林水産業振興部会で各委員から御発言のありました御意見及び本日の部会に先立ち、事前にいただきました御意見、さらに他部会より申し送りのあった資料4の御意見について考え方を整理しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

2点目、前回に引き続き、新たな振興計画素案の第4章の施策について御審議いただきたいと思っております。

本日の検討テーマといたしましては、「農林水産業の担い手の育成・確保について」、「スマート農林水産技術の実証と普及について」、「農林水産業の基盤整備について」の主な3つのテーマでディスカッションいただきたいと思いますと考えております。

それでは、議事に入ります。

ここからの議事進行につきましては、内藤部会長にお願いいたします。

【内藤部会長】

それでは次第によりまして議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項として、次第にあります(2)①第2回農林水産業振興部会に対する県の考え方について、審議に入ります。

事務局より説明をよろしくお願いいたします。

(2) 審議事項

①第2回農林水産業振興部会での意見に対する県の考え方について

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

資料1を御覧ください。第2回農林水産振興部会及び本日の振興部会に際し、いただいた意見の考え方でございます。

御紹介いたします。

まず、番号26番、普天間委員からの御意見です。担い手の育成・確保に関連しまして、基幹的農業従事者が減少する中で、どのような計画を立てるのか、やむを得ないものとするのか、食い止めるべく計画するのかなどというものに対する回答でございます。

県の新たな振興計画では、新規就業者確保対策の強化、また、省力化の推進により、農業従事者の減少幅を抑制するとともに、生産性の向上、収益力の向上等による農業産出額の増加を通じ、好循環を実現してまいりたいと考えております。

27番、髙原委員の御意見です。全体の振興審議会の中で、2次産業、農林水産分野の重要性を強調する議論をやっていただきたいと。また、他の部会の議論についても情報提供いただきたいという御意見です。

県の考え方につきましては、横断的な総合的な審議の場の総合部会などの他の部会の審議状況につきまして、私ども事務局で入手、取りまとめした上で、参考資料として次回以降、情報提供の形で提供させていただきたいと考えております。

28番、谷口委員の御意見です。木材のブランド化についてでございます。ブランド化するための基盤ができていないということで、施策として計画に盛り込むべきという意見です。沖縄の特性として、木材の材質の比重が高い硬い木材ができるというのがあるが、乾燥技術が課題であるという御意見です。

県の考え方につきましては、ブランド化を図るためには、樹種ごとの乾燥技術の確立は重要な課題であると認識しております。現在、早生樹、主要樹種の利用に向けて、乾燥ス

ケジュールの確立に取り組んでいるところです。生産加工施設の整備については、個別事業計画の中で実現に向けて具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

29番、髙原委員からの御意見です。ブランド化のための取組を計画に落とし込んでほしいという御意見ですが、大きく3つございました。おきなわブランドの定義を明確化すべきではないかというもの、沖縄の不利性を優位性として変えていくための施策、施設園芸等は品質向上のための施策が必要ではないかという御意見です。

まず、おきなわブランドの県の考え方は、現行の素案のおきなわブランドは、認証基準等による特性や特徴等の差別化、定義付けという形ではなく、定時・定量・定品質の出荷が可能な市場や消費者に認知される目指すべき産地を示したものです。

御意見につきましても、冬春期の施設野菜等の供給産地として認知されつつあるなど、沖縄県の農林水産物のさらなる付加価値向上の観点から大切な視点であると考えておりますので、引き続き、提言を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

30番、立原委員の御意見でございます。海域特性、モズク以外では沖縄の海洋特性は不利になると思われるが、海域特性を具体的に記載すべきではないかという御意見です。

本県における海面養殖でございますが、温暖で貧栄養、透明度が高いといった海域特性を生かし、モズク類の生産が行われております。

また、前回、上原委員からも御発言があったとおり、温暖な海域特性により、冬期でも成長が見込まれることから、クロマグロ、クルマエビ等の養殖が行われております。

一方、温暖な海域特性は、感染症等のまん延防止の観点や、漁場負荷等で不利となって、環境に配慮した取組の拡大も必要だと認識しているところです。

3 ページ、31番、同じく立原委員からの御意見です。

環境保全や水産物の未利用資源の作出や漁場開拓についても具体的に記載すべきではないかという御意見です。

こちらの御意見につきましては、非常に重要な点であると認識しております。一方、振興計画は県の全体的、包括的、基本的な方向性を示す計画でございます。具体的な取組の記載、例示につきましては、個別の水産業振興計画等の具体的な計画の中で対応を考えてまいりたいと思います。

32番、具志委員からの御意見です。ブランド発信、ブランドのわかりやすい説明について、県外は非常にうまくやっていると。SNSやインターネットなど、沖縄も独自のPRが必要ではないかとの御意見です。

前回、3-(7)-ウのフードバリューチェーンの中で、戦略的な販路拡大の中において、デジタル技術を活用した効果的なマーケティングに取り組むことについて、御説明いたしました。この中で、わかりやすさを意識して実施してまいりたいと考えております。

33番、内藤委員からの御意見です。定時・定量・定品質の産地育成が必要であり、計画に盛り込む必要がある。流通の川下が大型化している中において、計画に盛り込む必要があるのではないかという御意見です。

先ほど、嵩原委員の御意見と関連しますが、素案のおきなわブランドでございますが、定時・定量・定品質の産地を目指すべき姿として示したものです。御意見については、産地育成に向けた生産供給体制の強化の方向性として記載しているところです。

34番、谷口委員の御意見です。品質向上、また、差別化についてプロモーション、広報のシステムは品目に関わらず、統一化して取り組むべきではないかという御意見です。

県の考え方につきましては、県産品目の特徴を正確に伝えることは差別化を図る上で重要だと考えております。手法や統一的なシステムを含め、内容を検討してまいりたいと思っております。

35番、嵩原委員からの御意見です。ブランド化と肉用牛子牛、サトウキビの施策は直接的に結びつかない。一方、園芸品目はブランド化で付加価値を上げる取組が必要であると書き振りを工夫する必要があるのではないかとの御意見です。

重複しますが、おきなわブランド、定時・定量・定品質の産地を目指すべき姿を示したものです。生産供給体制の強化の方向性を記載しています。現在の素案の肉付け、今後、文章化を進めてまいりますが、その中で、御意見を踏まえて記載を工夫してまいりたいと考えております。

36番、普天間委員からの御意見です。ブランド化と生産振興が混ざっているのではないかとの御意見です。

また、もう1点、畜産環境問題への対応も含めてはどうか、あと、酪農、養鶏も畜産のほうでまとめてくくってはどうかとの御意見でした。

まず、ブランド化と生産振興の部分が混ざっているのではないかにつきましては、先ほどの質問の回答と同様でございます。

あと、畜産環境問題の対応については生産振興と一体的なものですので、記載を検討したいと考えております。

本施策の酪農、養鶏を畜産としてまとめたらどうかとの御意見ですが、本施策の施策展

開ですが、野菜、花き、肉用牛等の戦略品目につきましては、施策展開の①～②として生産振興の方向性を記載するとともに、さとうきび、酪農、養鶏等の「安定品目」については、施策展開③として設定しているところです。戦略・安定品目、両品目を明確化する観点から、現段階では原案どおりとさせていただけないかと考えております。

37番、高原委員の御意見です。園芸には適度な規模があることで、労働力の対策も含めて、労働力確保について重要なので記載すべきではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、園芸品目につきましては、園芸施設の整備に加えて、本日のテーマの労働力確保、「農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保」に記載しております。多様な人材の農業参画の推進に取り組むことで、労働力の確保につなげたいと考えております。

また、スマート農業は本日の検討事項ですが、スマート農業などによる軽労化も取り組んでまいります。

38番、山城委員からの御意見で、露地栽培の件です。露地栽培でナスミバエ被害が多いことで、病虫害対策を強化すべきではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、ナスミバエは有効な誘引剤がないため防除が難しかったところですが、唐辛子で防除が可能となっております。しかし、他の露地品目につきましては、防虫ネットの使用、寄主雑草除去等を指導しているところです。今後とも、新たな農薬登録や誘引剤の探索等を実施してまいります。

39番、内藤委員から、県産農林水産物の安全と消費者信頼の確保の施策についての御意見です。3-(7)-イの施策は、少し整理が必要ではないか。病虫害対策、特定家畜伝染病、和牛血統不一致等々があるので、整理が必要ではないかとの御意見です。

本施策の考え方について、御説明させていただきます。まず、県産農林水産物の安全が対象としているリスクは、食品安全の観点(施策展開①～②)、食品安全保障の観点(施策展開の③～⑤)を包含したものと整理しております。御意見につきましては、文章化の中で記載を整理、工夫したいと考えております。

6 ページ、40番、高原委員の御意見です。

豚熱防止対策について、絶対に起こさないという危機意識を高める必要があることで踏み込んで書くべきという御意見です。

御意見につきましては、大変重要であると考えております。文章化の中で肉付けをしっかりと記載を工夫して対応させていただきたいと考えております。

41番、谷口委員の御意見です。環境に配慮した病虫害防除対策と、鳥獣被害防止対策の推進の施策展開に関する御意見です。樹木の病害対策を記載する必要があるとの御意見です。

御意見を踏まえ、森林病虫害等の防除技術の開発や農薬・天敵利用等による環境に配慮した防除技術の確立などの取組について、記載を文章化の中で検討してまいりたいと考えております。

42番、内藤委員の御意見です。安定的に供給する観点から、食料安全保障の考えを施策名に入れてはどうか。安全という中には食料安全保障という意味もあるためとの御意見です。

こちらは先ほど説明しましたとおり、まさに内藤委員からの御意見のとおり、安全の対象の中には、食品安全と食料安全保障の観点を包含した施策展開を設定しております。

御意見につきましては、明確化できるように文章化の中で工夫したいと考えております。

43番、普天間委員からの御意見です。

鳥獣被害防止対策と生産物の安全・消費者信頼の確保が結びつかないのではとの御意見です。

こちらについて、少し繰り返す形になりますが、食品安全の観点、食料安全保障の観点を包含したものとなっており、鳥獣被害防止対策は、現時点で食料安全保障の観点の整理のもとで施策展開⑤として位置付けたところです。

44番、山城委員からの御意見です。トレーサビリティですが市場や直売所での取組が進められるような体制づくりが必要ではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、食品のトレーサビリティの取組は、原因究明、商品回収等を円滑に行うために有用なものであると認識しております。引き続き、普及啓発に努めてまいります。

45番、普天間委員の御意見です。トレーサビリティは園芸品目など全体に関わる取組である。その中でトレーサビリティと血統不一致を連動させるのではなくて、しっかり分けて記載すべきではないかとの御意見です。

回答として、素案では今現在の主なトレーサビリティ制度として、牛トレサ法について記載したところですが、食品トレーサビリティ制度では牛トレサ、米トレサ、食品衛生法(基礎トレサ)、様々あります。いずれも重要な制度ですので、御意見を含めて文章化の中で記載を工夫して対応したいと考えております。

46番、内藤委員の御意見です。卸売市場のコールドチェーン対応が必要ではないか。高温多湿、生鮮農産物の流通面で課題があるという御意見です。

県の考え方につきましては、中央卸売市場を含め、コールドチェーン化の推進に取り組んでまいります。3-(7)ーウで、しっかりと取り組みたいということで予定しております。

47番、同じく内藤委員の御意見です。食肉センター、食鳥処理場、GPセンターの衛生管理強化、流通も含めて記載する必要があるのではないかと御意見です。

県の考え方につきましては、と畜処理から冷蔵保管まで一貫した工程がHACCPに対応した高い衛生管理のもとで今、実施されているところです。流通は、衛生管理上の適正な管理がなされるように、関係機関と連携して取り組んでいるところです。

今回、新たな振興計画素案でも、保健衛生環境の向上の施策展開①で、食品等の安全安心の確保があり、その中で、取扱施設の監視指導や検査の強化について記載しています。

48番、山城委員からの御意見です。PFIを活用した市場建替も含めた勉強会ができないかと御意見です。

県の考え方につきましては、施設の機能、規模、整備手法などについて、勉強会の開催など、合意形成に向けた取組について検討したいと考えております。

49番、谷口委員の御意見です。木材の販売ですが、在庫がどれだけあって、いつどこに輸送できるか、そういった電子的な発信ができるプラットフォームが必要ではないかと御意見です。

現在、沖縄県では県内木工業者等が必要とする、買いたい、売りたい情報をホームページ「おきなわの木」を運営しています。

御意見の内容は、本サイトを活用しながら検討したいと考えております。

50番、高原委員の御意見です。市場をコントロールするような売り方が必要となるためということでバリューチェーンの中でもストック、保存、貯蔵のところも必要になるのではないかと御意見です。

県の考え方につきましては、流通段階における品目別の販売戦略の段階での検討など、保存や貯蔵機能の位置付けについて、各段階でしっかり検討してまいりたいと考えております。

51番、高原委員の御意見です。モーダルシフトの件です。モーダルシフトへの移行については、ロットの確保が必要である。中央卸売市場に集めて出荷するような取組の強化が必要ではないかと御意見です。

県の考え方につきましては、施設の機能や規模、整備手法などについて、勉強会の開催など、合意形成に向けた取組について検討してまいりたいと考えております。

52番、髙原委員の御意見です。戦略的な販路拡大についてです。どこをターゲットとして売り込んでいくのか、県内、県外、海外に出すものの整理が必要ではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、ニーズや市場調査に基づく対象となり得る品目を整理した上で、販路拡大の取組を実施してまいりたいと考えております。

53番、山城委員の御意見です。緊急性がある場合は航空機輸送も必要で、航空機輸送の記載もしてほしいという御意見です。

県の考え方につきましては、国の流通合理化政策を踏まえ、モーダルシフトを促進する必要があります。本県の地理的不利性を改善するためには、当然のことながら航空輸送も含めた総合的な流通合理化の取組が必要ですので、その中で推進したいと考えております。

54番、普天間委員のカット野菜の工場についての御意見です。カット野菜工場の加工設備が必要なのは理解できるが、具体的な検討が必要ではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、6次産業化支援として、生産規模に合わせた加工施設等の支援を実施してまいります。加工業者との連携では、定時・定量・定品質が重要であることから、生産体制構築の取組も併せて実施します。

55番、関連して山城委員の御意見です。生産工程の段階から加工に合わせる必要があるのではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、需要ニーズの把握も含め、関係者と連携しながら産地を育成する中で取り組みたいと考えております。

56番、髙原委員の御意見です。地産地消について、大手量販店も含めた幅広い取組が必要ではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、量販店では地元野菜コーナーを設置する取組も行われていますが、さらなる推進を図っていく必要があると考えております。生産体制構築の取組を併せて実施したいと考えております。

57番、同じく髙原委員の意見です。健康機能性の部分についての御意見です。差別化につながるため取組を強化すべき。シニアマーケットが拡大しているとの御意見です。

県の考え方につきましては、健康機能性は重要な要素と認識しているところです。その活用を行うような取組を、この施策の中で推進してまいりたいと考えております。

58番、普天間委員の御意見です。健康機能食品はブランディングとなるので、記載場所の検討が必要ではないかという御意見です。

県の考え方につきましては、本施策は、流通のみならず販売加工機能を一体としたバリューチェーンの全体、バリューチェーンの施策の中で今回、取組全体を記載する予定としております。この中で、取り組んでまいりたいと考えております。

59番、立原委員の御意見です。「海域特性を生かした海面養殖」という施策の名称について、「亜熱帯環境に配慮した海面養殖」あるいは「亜熱帯環境に即した海面養殖」としてはどうかとの御意見です。

県の考え方につきましては、「亜熱帯環境に配慮した海面養殖」と文言を変更したいと思います。

60番、同じく立原委員でございます。「資源と環境の保全」という施策についての名称の御意見です。「世界的な気候変動の影響を考慮した新しい資源と環境の保全」、あるいは「グローバルな環境変動下にある新しい資源と環境の保全」というのはどうかとの御意見です。

県の考え方につきましては、世界的な気候変動については、農林水産業全般にわたり大きな影響を及ぼすものであり、水産資源管理に関してのみ、その影響を記載することは適当でないと思われま。

また、具体的な施策を記載することが少し困難であることから、「適切な保全と管理」の記載にとどめさせていただきたいと考えております。

61番、同じく立原委員の御意見です。「未利用資源や漁場開拓」という施策名称については「新しい水産資源の探索と資源解析を伴う漁場開拓」はどうかという御意見です。

立原委員の御意見を踏まえ、「新しい水産資源の探索と資源解析を伴う漁場開拓により、生産量の確保に取り組む」という表現を用いたいと思っております。

62番、谷口委員からの御意見です。ここからは本日の部会の開催にあたっていただいている御意見です。沖縄県の伝統工芸品（三線、芭蕉布、離島の上布など）の生産に必要なコクタン材、イスノキ材、イヌマキ材、チョマや芭蕉などの生産のために継続的な生産に向けた仕組みづくりが必要ではないか。生産体制についての視点、具体的な考え方を記載すべきではないかとの御意見です。

県の考え方につきましては、伝統工芸品の原材料の安定確保という箇所ですが、今回新たな振興計画素案のページ47、1-(4)-エ①伝統的な技術・技法の継承の箇所において、「原材料の安定確保」という記述がございます。こちらは文化観光スポーツ部会に申し送

りさせていただきたいと考えております。

また、回答につきましては、申し送りを行った部会において、回答審議の後に改めてお示しさせていただきたいと思っております。

63番、同じく谷口委員の御意見です。赤土等流出防止に向けた総合対策についての御意見です。農耕地、放牧地などの耕作放棄地、観光開発等で山林を開発してそのまま未利用地になった場所など、そのほかの造林未済地の赤土流出もあり、早急に開発前、あるいは開墾前の森林に戻す施策を講じるべきであるとの御意見です。

県の考え方につきましては、まず、赤土流出防止の施策の観点ですが、農地から赤土流出防止は、耕作地における植え付けや耕起時に裸地状態が発生することによる要因により流出が起こるのが大きいものと考えております。

そのための発生源対策として、営農支援の強化、ほ場勾配の抑制、沈砂池の管理など、流出実態に応じた総合的な赤土等流出防止対策の強化に取り組んでいるところです。

御意見の耕作放棄地は、被覆状態にあり、赤土等の発生量としては低いものと考えておりますが、耕作放棄地の解消については非常に重要な課題であると認識しております。

御提案の内容については、市町村や農業委員会等とも意見交換してまいりたいと考えております。

また、山林を開発し、未利用地となった場所や造成未済地については、関係市町村等へ造林事業の活用を促し、森林の公益的機能の維持・増進を図ってまいります。

64番、谷口委員から森林施業に対する御意見です。

森林整備法により生産された木材を乾燥する施設と付随する木工加工施設を設立する必要がある。背景として、十分な乾燥処理をしないと木質資源として高い信頼性と材の安定性が見込めない。乾燥機の導入を生産基盤として整備する必要があるという御意見です。

県の考え方につきましては、木材乾燥機については、沖縄林業構造確立施設の整備事業において整備が可能となっております。同事業でこれまでに数機の木材乾燥機の整備の実績がございます。今後ともこういった事業を活用し、必要な施設で整備に取り組んでまいりたいと考えております。

資料1については、以上です。

次に、資料4をお願いします。1枚紙です。他部会からの申し送り事項です。

本日の審議箇所に関する基本施策4、世界に開かれた交流と共生の島を目指しての中の(3)世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献、③農林水産分野におけ

る国際協力の推進についての御意見です。

倉科委員から、文の修正の御意見です。現在の文案ですが、「農林水産分野において、JICA 沖縄等の監理団体や市町村等と連携し、島しょ地域からの海外研修生の受け入れや技術交流支援に取り組む」という文案です。

これに対する御意見は、JICA沖縄等は研修の監理団体ではないということで、「JICA 沖縄等の監理団体」という表現を、「JICA沖縄の機関や市町村等と連携」としてはどうかという御意見です。

もう一点は、国際協力活動、国際的課題への貢献というタイトルに呼応した形とするために、「技術協力」という表現も記載してはどうかという御意見です。

こちらは「農林水産分野において、JICA沖縄や監理団体、市町村等と連携し、島しょ地域からの海外研修生の受け入れによる技術協力や技術交流支援に取り組む」という修正文案を提案したいと思います。

この回答方針でよろしければ、本日、部会回答として文化スポーツ部会に提出させていただきます。

以上でございます。

【内藤部会長】

ありがとうございました。ただいまの件について審議を進めてまいりたいと思います。

資料1と資料4を説明いただきましたが、資料4の内容は、今日の審議事項の内容なので、こちらは後から検討したいと思います。

資料1の県の考え方についてを踏まえて、何か御意見はございますでしょうか。

谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】

資料1の28番です。今日の審議にも関わる話かもしれませんが、その木材をブランド化するための基盤ができていないところで、木材は乾燥技術が大事なんですね。それを森林管理課は認識しているのかということです。

木材として使う以上、乾燥技術をきちんとなしないと、乾燥比を12とか13%ぐらいに抑えておかないと、例えば、県内での消費の場合はそれで済むことですが、県外に出たとき、もしそれで割れたり、狂ったりしたときの信頼は本当に一瞬でなくなります。だから、そういうところの認識が森林管理課の回答として、これで県の考え方として、私としては納得がいかないです。

もう少し、木材のブランド化という以上、そういう差別化をするために、きちんとした原材料をつくり上げるというところでは。今日の審議にも関わりますけれども、幾つか大型乾燥機が導入されているというのは知っていますが、それをきちんと動かしていないというところに対して、県が主導的にブランド化する意思があるのかどうかというのがこちらに見えてこない。そこに対して、再度考え方をまた示していただきたいと思います。

以上です。

【内藤部会長】

県からいかがでしょうか。

【事務局 内川主任技師(農林水産総務課)】

森林管理課から発言をお願いいたします。

【事務局 近藤森林管理課長】

谷口委員からの御意見に対し、お答えいたします。

おっしゃるとおり、今現在、沖縄県の亜熱帯樹種は確かに多いということで、また本土の樹種と異なっているために、それぞれの乾燥スケジュールを確定していくとか、その辺を確立していく必要があると思っています。

委員おっしゃるとおり、一方で乾燥機も導入されているけれども十分に活用されていないのではないかという御指摘もあります。我々としても多種多様ということ、また、量的な問題もありますので、基本的な問題も含めて、我々としては安定供給というテーマもありますので、併せて乾燥スケジュールについて確認するとともに量的な課題をクリアしていきたい。ある程度の量が出せるところでしっかりと乾燥技術を確立していく必要があるだろうと基本的に考えております。

御指摘いただいた件について、我々としても、さらに乾燥スケジュール等の確立に向けて、しっかりと研究機関等と併せて取り組んでいきたいと思っております。よろしいでしょうか。

【内藤部会長】

谷口委員、いかがでしょうか。

【谷口委員】

個別に話したほうがいいかもしれませんが、量的に木材が整うことはあり得ないと思います。

これも議論になっていくと思いますけれども、やんばるの伐採地のエリアがゾーニング

で少なくなってしまう以上、量をまとめて出すというのにはあり得ないと思っています。

だからある程度の特種な樹種を丁寧に乾燥して、少ない量を出していく。それはさっきありました49ページのおきなわの木のホームページの件です。これにも意見がありまして、そういうところにきちんと載せて、必要な人、必要なところに供給していく形をとらないと、量をまとまってという内地のスギ、ヒノキのように考えていたら、沖縄の差別化やブランド化は絶対にできないと思います。その考えが逆におかしいと思います。

意見をお願いします。

【事務局 近藤森林管理課長】

量的な話ですけれども、本土のスギ、ヒノキのような量というのは委員御指摘のとおり、それだけの量を確保することは困難であることは我々も承知しております。

しかしながら、やはりある程度まとまった量、それはそのスギ、ヒノキと比べればそれは全然比較にはなりません、ある程度の量がないとどうしても乾燥機を実際に動かしていくとか、そういう問題になってきたときには、多種多様ですので、ある程度の量は確保していく必要があるだろうと考えてはいるところです。

【内藤部会長】

いかがですか。

【谷口委員】

乾燥機についても、そんな大型でなくていいわけです。小型の乾燥機を拠点拠点に持つていくことも大事なわけで、そういう考え方を根本的に変えないと、木材のブランド化をここで大きくうたっていて、農林水産の中での林産物の生産振興の中では大きなテーマだと思います。これは他の農作物のような形の少量で多品種という考え方もあって、そういう発想を森林管理課も、もうそろそろつくっていかないと、いつまでもそういうことをやっていたら、結局、ブランド化、ブランド化と言って、ほかのところの作物と品目と差がついてしまうというのがありまして、その部分はきちんと考えてほしいと思います。これは次の10年間の新しい課題だと思います。

世界遺産にされて価値のある部分、生物多様性が世界的に高いところからの木材を伐採して、それを少量をちゃんときちんとしたものを使うということは、人間の活動として意味のあることなんです。そののところをもう少し発想転換する必要がある森林管理課としてありませんか。そこをもっと真剣に考えてほしいと思います。

49番のおきなわの木のホームページですが、これは私も何週間に1回かチェックしていますけれども、内地の人間には絶対に使えないです。

沖縄で地産地消と考えているのなら、外に出すような意識は全くなしで、これをやっていますというのは県の回答としておかしいと思います。以上です。

【内藤部会長】

この点だけであまり時間を取るのもと思いますので、もう一度御検討いただきたいと思えますし、木材だけではなくて農産物や水産物も含めて川下が大型化していますので、定時・定量・定品質という言葉をしっかり、ただ単に、生産供給体制の整備だけではなくて、入れてもらいたいと思えます。

けれども、それだけではなくて、今、谷口委員からもありましたし、前回か前々回に具志委員からもありましたとおり、ただ単に亜熱帯沖縄のイメージではブランドにならないですよ。1回目はそれで買ってくれたとしても、いいものでなかったらもう二度と買ってくれないし、逆にイメージの低下につながると思えます。希少価値があるものもちゃんと高品質だとか品質徹底して出していくということをしないと、ブランドにはならないと思えます。そういう文言をしっかりと入れていく必要があるかなと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

普天間委員、お願いします。

【普天間委員】

10ページの60番です。要するに地球温暖化の問題ですけれど、かなりよい指摘だと思っていたけれど、回答は適切な保全と管理の記載にとどめたいと。

この具体的な施策を記載するのは困難というけれど、本当にそうでしょうか。今、政府でもみどりの食料システム戦略を打ち出して、それを2050年までに有機農業を25%にしようとかいろいろ具体的なものがもう出てきていますよね。

こうやって世界的にこの地球温暖化をどうしようかというときに、沖縄で適切な保全と管理に努めただけで済む問題なのか。それなりには踏み込んで計画をしていく、全国の流れに沖縄も賛同して、具体的に沖縄としてはこう取り組んでいくというものがないと、これは国とも世界とも、なかなか歩調を合わせられないのではないかと。そこはどうですか。

【内藤部会長】

ブランド化にもかかると思いますがけれども、国も今言われたように、みどりの食料システム戦略を推進していく中で、それを無視していたら取り残されると思えますけれども、

いかがでしょうか。

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

普天間委員からの御指摘のとおり、今回の振興計画素案の段階では、みどりの食料システム戦略はなかったのですが、この食料システム戦略の中には、脱炭素の中にいろいろ取組の方向性がうたわれています。化学肥料農薬の提言や、地域資源を活用した地産地消型のエネルギーなど、そういう施策がいろいろちりばめられておりますので、我々もこの施策から、委員の意見もいただきながら、施策から次の段階へ行くときには、ある程度国への対応というところで少しトピック的な形で、少し文章の中でまとめて書く必要があるのではないかとということで、今、検討をまさにやっているところでございます。そういう形で少し対応させていただきたいと思います。

水産業のみならず、当然、農林水産業全体の課題であるという認識はしておりますので、よろしく申し上げます。

【内藤部会長】

特に生産者にとっては負担のかかることですし、流通業者や国民、県民にとってもコンセンサスを得ないとなかなか進まないことだと思いますので、ぜひ、計画に入れていく必要があると思いますので、よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【嵩原委員】

資料1の8ページ、48番で中央卸売市場の問題提起として、山城委員、私も触れているのですけれども、今、ここの書き振り、県の考え方のところを見ますと、勉強会をやって合意形成に向けて検討していくという、あまり気合が入っていないような表現になっているのですが、実は、ものすごく中央卸売市場の機能強化は重要課題だと私は思っているわけですが、もちろん山城委員もそうだと思います。

ある意味、沖縄離島県で、これからいろいろなチェーンを構築していこうと、フードバリューチェーンであったりコールドチェーンであったり構築していこうという提案になっているわけですが、その入り口として、中央卸売市場の機能を現状のまま置いておくと、何もできないと思うのです。今、全く機能を果たしきれていない状況の中で、これをどうするかというのは、最優先の課題だと思っています。

PFIという提案もあるので、今、コストがかかりすぎるからということで敬遠しがちでずっと引っ張ってきているわけですが、ある意味、次の振興策においては、ここが重要

課題だという位置付けが必要ではないかと思えます。

金がかかるということだけではなくて、離島県沖縄の流通の課題を解消する手段として、中央卸売市場の建替を含めた機能強化、そこを明確に位置づけてほしいと思っています。

流通の課題は時間と距離だと思いますが、距離については輸送コストの支援という形で不利性解消事業が既に今の振興計画で先行してやっているわけですが、もう一つの時間の課題を解消するために、品質を保持するためのいろいろなチェーン構築という観点から、ぜひ、ここはもう少し積極的な取組として表現を入れておくべきだと思っております。以上です。

【内藤部会長】

この点、県はいかがでしょうか。

【事務局 内川主任技師(農林水産総務課)】

流通加工推進課、お願いします。

【事務局 久保田流通加工推進課長】

今の御指摘について、県としても、中央卸売市場の集荷とか、価格形成機能の重要性は十分認識しております。

中央卸売市場の機能の強化については、市場関係者、行政も含めて、総論としては賛成しているのですが、各論部分になってくると、どうしてもいろいろ意見が違ってくるというところがあります。そのために現在、合意形成に取り組むという表現にしているところです。以上です。

【内藤部会長】

私も建替を含めて検討すべきだと思いますので、ぜひ、その辺りもしっかり検討していただきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】

11ページ、62番、今日の議論の中には入っていないかもしれませんが、地域特性を最大に生かしたというところで、農林水産技術の開発と普及のところで、伝統工芸品のことに意見をさせていただきました。それを文化観光スポーツ部会に申し送りということですが、それはそれで大変大事なことです。伝統工芸品の三線や芭蕉布や、離島の上布などの原材料の生産、現場がどうなっているか全体として把握されていますか。

ここは、ぜひ農林水産の中で先導的にそういう原材料が全く不足していて、今はもう本当に綱渡りの状態で、上布などもそうですけれども綱渡りの状態でやっていると。三線にいたっては国外からのコクタン(Ebony)が来ているんですけれども、そのコクタンだっですごく怪しいものが入っています。木材の合法的な取引になっていない。どちらかというところ裏社会というか、地域の生産地の国民を危ない状態にあわせた状態のものが来ているような、合法木材ではなかったりする場合は、はっきりとはわかりませんが、そういうものが流入している部分があります。ここは時間がかかってでも農林水産の中で、そういう伝統工芸品に指定されたものに対する原材料を何か形としてブランド化するための形として、支援の事業を立ち上げることを、まず、農林水産の中で、そういうこともやりますよということを含めた議論が、まず、必要ではないかと思います。

この部分は農林水産として無責任ではないかと感じていますので、それを指摘しておきます。以上です。

【内藤部会長】

県から何かありますでしょうか。

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

こちらは文化観光スポーツ部に申し送りさせていただきたいという形になっていますが、当然のことながら文化観光スポーツ部の部会の回答の中で、回答がいろいろ出てくるかと思っています。その中で谷口委員がおっしゃるような、農林水産部としてできる取組について、記載ができるかどうか、そういったものをいろいろ検討させていただきたいと思います。

【内藤部会長】

ほかにいかがでしょうか。

私からですけれども、高度な衛生管理の推進というところで食肉センターや食鳥処理場や、GPセンターの話をしましたけれども、これ、ただ単に衛生管理の徹底というだけではなくて、県の食肉センターも含めて輸出できる施設がないと言いましたけれども、それだけではなくて、北部の食肉センターに行くと、雨漏りが激しくて、建替しないとどうしようもないということで、いろいろと県や市に訴えているけれども、なかなか実現していないとか、あと、数年前に沖縄県の鶏卵食鳥流通センターとGPセンターと食鳥処理場が一緒にあるというのは衛生上問題なので分けないといけないということですが、なかなか用地を確保できなくて進んでいないとか、GPセンターも、もっときっちりと衛生

管理ができるような施設にしないとイケないとか、様々な問題があります。

例えば食肉センターだったら北部を建て替えるとしたら、県の食肉センターとの連携や役割分担をしっかりと考えていく必要があるでしょうし、流通の合理化や安全性ではなくて県民の安定供給という意味でもしっかりと整備していく必要があると思います。そういう形でしっかり計画に入れられないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局 金城畜産課長】

食肉センターにつきましては、県の食肉流通合理化計画等で整備計画を進めておりまして、その中で名護の食肉センターにつきましては、移転整備を含めた検討を行うということで今、検討をしております。

北部食肉事業組合と施設の持ち主である名護市などいろいろ今調整して、どのような方向に進めるかを検討中であります。

G Pセンターと食鳥処理施設についても、事業実施主体と今、話を進めております。具体的には出てきておりませんが、取り組んでいるところでございます。

以上です。

【内藤部会長】

あと、全体的なことですけれども、今、答えていただいた内容に書き換えますとか、記載はそのままとしたいと思いますというのは、多分、4、5か所しか出てきていないんですよ。ほとんどは検討しますとか、取り組んでまいりますという文言で書かれていまして、この計画に盛り込むのかどうか、ほとんどがわからない状況になっていますので、この計画をどうするかという議論をしている中ですので、施策として取り組みますよとか、これから取り組みますよというのではなくて、この計画にどう入れ込んでいこうとするとか、もうそれは入れ込まないつもりだというような回答をしていただかないと議論が進まないと思いますので、次回からはその辺りをよろしくお願いします。

時間も大分過ぎていきますので、この点についてはこれぐらいにしたいと思います。

次の次第にあります(2)②個別テーマについて審議に入ります。

まず、テーマ1として、農林水産業の担い手の育成・確保について、事務局より御質問をよろしく申し上げます。

②個別テーマについて

ア農林水産業の担い手の育成・確保について

5-(5)-イ② 農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保

3-(7)-エ 担い手の経営力強化

4-(3)-7③ 農林水産分野における国際協力の推進

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

お手元の資料2を御覧ください。

資料2は素案の抜粋版となっておりますが、本日の御説明用として、後段に整理している概略版で御説明させていただきます。

13ページをお開けください。担い手の関連でございます。

従来、現在の振興計画では、担い手の育成・確保及び経営安定対策強化については、1つの施策としてまとめているところですが、今回の新たな振興計画では、人材育成については、他分野も含めまして1つの基本施策としてまとめているところでございます。

その観点がございまして、今回、施策につきましては、担い手の育成・確保についてはこの施策5-(5)担い手の経営者安定対策強化については、施策3-(7)-エという形で分かれた形となっております。

それでは施策後の5-(5)-イ、域産業を担う人づくりについてから御説明させていただきます。

基本的な考え方でございますリーディング産業や地場産業等を成長・高度化させることで、人材の育成と定着を図ることを目的としております。

こちらについての総点検での課題及びその対策です。

赤字を中心に御説明します。

農業担い手の確保・育成につきましては、青年層や女性層、農外からの新規参入者など、幅広い層に対する各種研修の充実を図るとともに、技術やノウハウの伝承・共有体制の構築が必要である。経営規模の拡大に伴う労働力の確保については、外国人材等の活用も含め、取り組んでいく必要がある。

続いて、地域農業の中核を担う認定農業者や農業法人の育成確保に取り組み、経営規模の拡大、競争力強化を推進する必要がある。

林業・木材産業の担い手の育成については、環境に配慮した収穫伐採手法の導入、木材流通体制の強化等による生産コストの縮減と収益性の向上等を実施する必要がある。

水産業の担い手育成については、儲かる漁業による経営安定化対策を強化する必要がある。以上が総点検でございます。

これに対しまして、施策実現に向けた施策展開が右でございます。

施策展開②で農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保が位置づけられておりまして、その中で新規就農者に対し、農地・施設・技術・資金等の経営資源の支援、就農相談から定着までの一貫した就農支援。担い手に対し、法人化、規模拡大等に対する経営相談、診断等の支援体制の構築とフォローアップ体制の強化。農業大学校等において、専門研修やスマート農林水産技術等のカリキュラムの充実・強化。雇用就農の受け皿となる農業法人への支援などが位置づけられております。

下は参考でございます。その他本施策に位置づけられているその他分野としましては、①観光人材の育成・確保、③ものづくり産業を担う人材の育成・確保、④建設産業を担う人材育成・確保が本施策で位置づけられているところでございます。

続いて14ページを御覧ください。こちらが素案120ページの17行から121ページの12行にかけての記載でございます。施策3-(7)-エ 担い手の経営力基盤の強化の部分の施策ございます。

基本的な考え方でございます。担い手の減少や高齢化に対処するため、経営感覚に優れた担い手の育成と競争力ある経営基盤の強化を図るため、経営規模拡大や収益力強化に取り組むということを基本的な考え方としております。

左側の総点検(課題及びその対策)として、農地確保に係る借り手と貸し手のマッチング、就農が定着するまでの経営・生活資金等の支援。農地の有効利用と優良農地の確保に向けて、農地中間管理事業等を活用して、農地情報の実態把握及び共有化、あっせん等や耕作放棄地の再生利用などをの集積に向けた取組を強化する必要がある。

続いて、台風等の気象災害が多いために掛金等が重く、加入率が低い状況にあることから、沖縄型の共済制度の充実・強化が必要である。

農作物の生産量や価格、気象要因の変化等によって大きく左右されるため、価格安定対策や経営安定対策、収入保険制度の活用等の施策を展開し、所得の安定を図る必要があるというところでございます。

右側が施策実現に向けた施策展開でございます。

①農林水産業の経営安定対策の充実としまして、担い手が必要とする資金需要に迅速かつ適切に対応する資金融資への支援。また、沖縄型農業共済制度の定着や収入保険制度、漁業共済制度の加入促進、経営安定対策等の措置。

②担い手への農地の集積・集約化の促進においては、「人・農地プラン」の実行、農地中間管理事業等を活用し、農地情報の共有・提供及びあっせん等、農業振興地域制度等の適

切な運用による優良農地の保全と確保。

③農林漁業団体の組織強化を通じた力強い経営体づくりとしまして、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の経営基盤強化による指導体制の充実・強化といったところが位置づけられているところでございます。以上でございます。

【内藤部会長】

ありがとうございます。

それでは、この点につきまして審議を進めてまいりたいと思います。ここからは基本的には前回までと同様に、委員同士によるグループディスカッション形式で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは委員の先生方、何かありませんでしょうか。普天間委員、どうぞ。

【普天間副部会長】

資料2の13ページ、各種研修の充実を図る、技術やノウハウの伝承・共有体制。右側に具体的に何をするのかという、どの部分を見ればいいのかなどと思って探したら、農業大学校や高等学校において専門研修をすると。

左側の課題は農家同士の研修や農業技術の向上の話ではないのか。右側は学生の話ではないのか。これは右と左はマッチしていますか。どうですか。

【内藤部会長】

県はいかがでしょうか。

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

御指摘の点、②の1つ目のポツの新規就農者等に対し、農地・施設・技術等の支援というところを内包していると考えております。

【普天間副部会長】

農家同士の研修というのは具体的にどうするのですか。加工技術、販路開拓、経営管理。要するに農家の担い手に対する研修はどうするということなのか。

【事務局 屋宜農業振興統括監】

今、普天間委員からありました農家同士の研修ということですが、直接農業者への指導助言、研修の場面は農業改良普及センターでやっている農業改良普及事業で担っていると認識しております。

先ほど冒頭で質問がありました農業大学校の位置づけは、将来の就農者、農業者を育成するための研修機関という位置づけですので、施策展開の中で右側に位置づけているとい

うことになります。

【普天間副部長】

だから栽培技術、加工技術、販路開拓、経営管理の指導は農業改良普及センターがやるのであれば、特に最近は農業改良普及センターの人員削減というのか、機能が落ちてきているのではないかと指摘もあるが、農業改良普及センターの機能充実を挙げたほうがいいのではないですか。

【内藤部長】

私もそう思います。ぜひそういう文言を入れていただきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。上原委員、お願いします。

【上原委員】

今の場所ですが、②農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保で読み上げていた「新規就農希望者等」のところで話が出たと思いますが、そこで書かれている書きぶり、取組等については水産を振興する上でも文字が変わるだけで、ほぼ同じような取り組みだろうと私は思っているので、「希望者等」というと農林、水産、林業も入るかと思ったのですが、これを見ると違うなというイメージがあるので、やはり水産や林業にも配慮したような書きぶりが検討できないのかと感じました。

【内藤部長】

そうですね。本文は175ページの②農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保というタイトルになってますが、中身を見たら、7行目の「水産科が設置されている高等学校等」というだけで、「水産業」という言葉も入っていませんし、林も同じところに「農林・水産科」と入っているだけで、全く「林」や「水産」という言葉が入っていませんので、ここは新規就農希望者、その後農業経営になっていますが、これは全て新規就業希望者や農林水産業経営、農林漁業経営がいいですか。そういう言い方をすべきかと思いますので、そう修正したらいかがかと思います。

ほかにかがでしょうか。谷口委員、どうぞ。

【谷口専門委員】

普天間委員や上原委員の意見に全く大賛成で、そういうところが縦割りになりつつあるのではないかと考えています。

総点検の課題としては、13ページの左側の項目は全て正しいし、沖縄だけではなくて本土の都道府県も全部こういうところで苦慮しているわけです。

それに対して右側で施策展開をするわけですが、上原委員も言われていましたように、林業と水産がなかったり、林業や木材産業の担い手育成についての話、生産コストの低減と収益性の向上、労働安全指導を行うと。当然のことですが、それをどうするのかということ、全国の林業業界は今悩んでいるわけです。それに対しての施策展開の具体例が全くないということです。そういうところに対してはきちんと対応させる形でしないと、今後10年の課題、問題を提示することで、それをどう解決するかという話につながることで、それをやらないことは行政としてのやるべきことを全部排除しているというか、拒否している形に私はそう見えます。

だから、こことはきちんと書いて、できるだけ具体的になるような施策を展開して、それを国に提示して、場合によってはその分のお金をもらう配慮をしないか、全く人づくり、担い手づくりが後手後手になっている。消極的なもので何物でもないみたいに感じますので、そこは考えてほしいと思います。以上です。

【内藤部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。髙原委員、どうぞ。

【髙原専門委員】

皆さんが言っていることもものすごくよく理解できますので同感ですが、今、横幅の話をしていると思って聞いています。

もう1つの課題は、農業の場合も新規就農者というくくりでいうと、本格的に農業をやりたいというレベルまできた人の受入れの対応になっているのですが、実は農業を体験してみたいと、もう少し前段の緩い考えで農業に関わりたいと思っている人たちこそが予備軍だと思っているわけです。国の新しい基本計画の中では、そのあたりの記述が最近になって入ってきていて、例えば「半農半X」という言葉も入り出しているのですが、もう少し入り口の手前のところで農業の立場からいえば、バイトでもいいので、農業に関わってくる人たちを受け入れるような、ハードルを下げた対応が必要になってくるのではないかと考えております。そのあたりの書きぶり、記述が必要ではないかと思えます。

それからもう1つは、13ページの左側の上から2つ目の丸で「外国人材等の活用」のところが規模拡大の観点から入っていて、そういう課題に対しては右側では、相談で対応していくとなっておりますが、実は「外国人材等の活用も含め」という表現、「も」というこ

とは選択肢の一つでしかないということだと思います。では何をメインとしてそういう規模拡大、労働力の確保については考えているのか。日本人を優先的にやろうという思いがあって、外国人材も活用してくという表現なのかということところが少し気になっています。

労働力を考えるときに、外国人材の扱いは国内の人材の補完的な扱いというよりも、もう少し主力として見るような扱いが必要ではないかなと思っています。実際に県内の現場においても、有力な働き手として高い評価を受けているケースもたくさん出てきていますので、ぜひ外国人材の活用はもう少し戦略的というか、積極的な表現で表していただきたいと思います。恐らくそろそろ単なる労働力ではなくて主力として出てくるのではないかと、そういう時期にまできているのではないかなと思っています。そういったところも考えてもらいたいと思います。

もう1つ、文化観光スポーツ部会から申し送りできている資料4の話になりますが、ここでもJICAが自分たちは監理団体ではないから表現を外してくれという修正を求めているのですが、国際協力という観点から言えば、JAが受け入れている技能実習制度もそういう位置づけで展開している取組でもありますので、そこはどうなのかと思ったりするわけです。島しょ地域からのという前提も気になります。JAは民間の団体ではありますが、そこで受け入れている技能実習生は国際協力の一環としてやっているはずなので、そのあたりにも触れておいてはいかがかと思います。どういう見方をするのかの違いでしかないのかもしれませんが、それを要望しておきたいと思います。以上です。

【内藤部会長】

後者についてはまた後で出てきます。言葉は忘れましたが、島しょ地域の国際協力というところから出てきているものなので、そういう言い方をされているということです。また後ほどその部分でさらに議論を深めたいと思います。

前半の御意見は私も同じように考えていまして、農業参画のところで青年層や女性層という書き方をされていますが、シニア層なども含めるべきではないかと思っています。これだけ超高齢化社会になってきていますし、元気なシニアは非常に増えてきています。しかも農作業をすることによって医療費が減ったり、寝たきりを防いだりの効果もあると言われていきますので、ぜひシニア層も含めて考えるべきでしょうし、あと市民の中から担い手が今後現れてくる可能性が高いというところでは、やはり農業ボランティアや農村ワーキングホリデーという形で、県民や国民なども参画できるような農業の担い手になっていける書きぶりにしていくべきかなと思います。どうぞ。

【嵩原専門委員】

内藤部会長の発言に刺激されて言うのですが、農福連携の記述も本文の中にはあるのですが、実は我々関係者、農業の議論をしている内側というよりも外側からはかなり農業分野に関して関心が高まっていて、農福連携もその一環として協力を求めてきたりしているケースが増えています。

世の中の動きとしては、そういうところで農業に対する関心も高まってきているので、農福、それからさっきおっしゃったシニア部分でのマッチング、あるいは連携、受け入れる側としてもう少し踏み込んだ対応が必要ではないかと思う場面もありますので、そこも考えて書いたほうがよいのではないかと思います。

また、地域でいえば沖縄は国内では非常に魅力ある、本土の人たちが行きたがる地域でもあるので、こちら側が受け入れるという対応を示せば意外とたくさん来るのではないかという感覚もあるので、そこも少し意識をしたほうがいいのではないかと思います。以上です。

【内藤部会長】

ここでは、素案175ページ10行目に「農福連携など」という形で書かれていますが、農福連携についてはもう少し独立させて書いてもいいのではないかという御提案として受けてよろしいですか。

【嵩原専門委員】

はい。

【内藤部会長】

ほかにいかがでしょうか。普天間委員、どうぞ。

【普天間副部会長】

14ページの担い手への農地の集積と。農地中間管理事業等を活用する。右にも担い手への農地集積、集約化の促進というのがありますが、実際、県が出した統計を見ると担い手への農地集積という、要するに集積率はほとんど進んでいないわけですね。課題として挙げながら、農地中間管理機構という制度をつくりながら、右側の施策展開をしながらも全く進んでないわけですよ。なぜ進まないのか。右の施策を展開しても一向に進まないわけですね。

今日は担い手の青年農業者もせっかく来ておりますので、この辺も含めて先ほどの青年層の技術やノウハウの伝承・共有、研修というのを含めて若手からの意見も聞いてみたい

と思いますが、いかがですか。

【内藤部会長】

結構です。では宮島さん、どうぞ。

【オブザーバー(宮島)】

沖縄市で農業をやっています宮島と言います。JAでは青壮年部の委員長をさせていただいております。

私が今一番気になった部分が、14ページの基本的な考え方の中で「担い手の減少や高齢化に対処」という言葉がありますが、今、実際に周りを見回したところ、担い手の減少という部分は高齢化によって行われているので、担い手が普通にいなくなっているわけではないということを表現していただきたいと思いました。高齢化による担い手の減少ですね。

それと、先ほど普天間理事長からもありましたが、この農地中間管理機構が機能していないという部分と集積と集約がごっちゃになっていますね。やはり今後、農業のスマート化や規模拡大など、そういった部分を考えてときに集約という部分をもう少し注目して、集積というのは点在する農地を集積して1人に任せるという意味で、集約という部分で一面を大きくしていく。

本土では集約の部分で、隣接する隣土の農家の土地を条件を合わせて交代するとか、そういう部分が規模拡大につながるものとか、スマート農業と言って機械化だけではなくて、やはりそういう部分で労働の効率化という部分がスマート農業の基本的な考え方だと思いますので、その基本部分をもう少し議論しながら文章を作成していただきたいと思います。

また、労働力という部分で国内労働力と外国人労働力ということで、労働力を増やす方法が人を増やして規模を広げるという認識もあれば、また大型機械の導入によって労働効率を上げていくという方法、その中で施設園芸やスマート農業化の部分で効率を上げていく方法がありますが、やはり集約の部分で土地を1枚にしていくという部分をもう少し着目して考えていただきたいというのが、自分が普段周りを見ていて農家の意見としては大きいのではないかと思います。

【内藤部会長】

ありがとうございます。やはりただ単に担い手に土地を集めて大規模化するというだけではなくて、機械化やスマート農業化を進めていくためにも1か所に集めていくことが作業の効率化には必要だと思いますので、そういう書きぶりにしていく必要があるかなと私も

思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

3-(7)-エで、本文121ページの7行目③農林漁業団体の組織強化を通じた力強い経営体づくりのところの文章が、私には意味が分からなかったので県の方にお聞きしたいのですが、8行目の「地域農業の振興と活性化を担う中核組織である農業協同組合の更なる事業改革を通じた経営基盤の強化を促進し、農業者の所得向上に向けた経営管理能力の向上と営農指導体制の充実・強化を図る」という文章ですが、後半の「農業者の所得向上に向けた経営管理能力の向上」というのは、農業者の経営管理能力の向上なのか、農協の経営管理能力の向上なのかが意味が分からないので教えていただきたい。

11行目の「森林組合、漁業協同組合の経営基盤強化と経営管理能力の向上等を図るため、指導体制の充実・強化に取り組む」。こちらは森林組合や漁業協同組合の経営基盤の強化ですよね。上の文章と下の文章で経営管理能力の向上、強化と言っている意味は一緒なのかどうかをお聞きしたい。

併せて、先ほども少し出てきましたが、それを農林漁業団体だけではなくて、やはり普及組織が中心となって農業経営体の担い手の経営力強化というのを図っていくべきではないかと思うので、その後の19行目①デジタル技術等を活用したスマート農林水産技術の実証と普及のところで「普及組織」という言葉が出てくるだけで、経営力強化というところでは全然出てこないのも問題だと思いますので、そういう形に変えるべきかなと思います。質問した内容について県から答えていただけませんかでしょうか。

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

この③農林漁業団体の組織強化を通じた力強い経営体づくりというところですが、先生御質問しているとおり、意味は農業協同組合と森林組合、漁業協同組合と一緒にございます。言葉の言い回しがうまくいってなくて申し訳ないです。経営基盤強化と経営管理能力の向上を通して、農林漁業者の所得向上に向けた指導体制の充実・強化を図っていくという意味で同じでございます。

普及も含めた取組の強化というところですが、こちらについては先ほど施策5で担い手育成・確保の中で、担い手に対する法人化、経営規模等に対する経営相談、診断の支援体制の構築とフォローアップ体制の強化といったようにいろいろ書いていますが、本日の御意見もいただきながら、普及という視点も言葉としてしっかり入れ込んでいく必要があるというところがありますので、少し工夫させていただきたいと思います。

【内藤部会長】

お願いします。どうぞ。

【普天間副部会長】

農協の経営基盤強化促進と、これは行政が何かをやるのですか。農協に支援する何かをしようということですか。行政としてそこは何をしようとしていますか。

【内藤部会長】

この点も事務局で何かお考えありますでしょうか。

(事務局 返事なし)

【内藤部会長】

少し時間かかりそうですので、後にするとして、ほかに。嵩原委員どうぞ。

【嵩原専門委員】

14ページでいろいろ深みのある議論になりそうですが、作りとしてのバランスが悪いのではないかと私は思っているのは、基本的な考え方は経営感覚に優れた担い手の育成と競争力のある経営基盤の強化を図るため、経営規模拡大や収益強化に取り組むということですが、まず下の左側に書いてあるのは、上の丸2つは農地の集積を図って規模を拡大しますという課題、下の2つは共済と収入保険で災害に対して経営の安定を図るという2つに分かれています。

ですが、収益力を高めるというのは、生産者にとっては技術力の向上が不可欠な課題ではないかとも思うわけです。あるいは情報です。売れるものを作るための情報をしっかりと市場の動向をにらんだ戦略的な生産をしていくというところも必要になってくるだろうと思います。

さっき理事長も言っている、組合の支援はどうするのというところ。JAとかいろいろな組合がやることは生産者のサポートであって、補完的なものとしてやっていく部分だと思うので、直接的には生産者の技術力を上げていくような施策が必要ではないかと思えます。

共済や収入保険はあくまでも経営の持続性のための対策でしかないので、そこはもちろん普及を図る取組が必要ですが、この仕組みもある意味補完的なものなので、直接的に経営力、あるいは収益力を生産者の皆さんが上げていくための対策というところをもう少し書いておく必要があると、私は思っています。以上です。

【内藤部会長】

そうですね。特に農業技術や市場情報などもしっかり発信していくというところは重要だと思いますし、この計画、最初の審議会のところだったと思いますが、DXが今回の1つのキーワードになっていると思いますが、農林水産業のところで「DX」の言葉があまり出てきませんので、そのあたりしっかり落とし込む必要があるかなと思います。

関連してでも、ほかの内容でも結構です。谷口委員、どうぞ。

【谷口専門委員】

今の嵩原委員にも別の観点から関連することとして、農業協同組合や森林組合、それから漁業協同組合のそういう生産性を高めるための技術指導は大変大事なことですが、それらが果たしている社会的な貢献というか、社会的な役割というものをもっとここに明確化すべきではないでしょうか。

というのは、やはり最初の13ページの話に戻ってしまいますが、新規就農者や新規の林業をやりたいという担い手を確保するときに、そういう団体があるのは分かっている、それが社会的にはどういう役割をしているのか、社会貢献はどうしているのかがもう一つ見えてこないところがあって、魅力を感じない部分があります。

だから、そこの部分を県としてサポートして、農業協同組合や森林組合、漁業協同組合がどういう役割を地域社会に対して、県に対して果たしている。それをやることで県も含めてサポートを受けて担い手が育成・確保できます、新規就農ができますよというところのロジック、流れが見えてこない、そこが見えるような努力をこの中に書いていかないと、それこそ行政用語だけを並べた形になってしまっていて、13ページ、14ページはつながっていかないとありますので、農林水産業の部会の中で一番考えないといけない人材育成の話なので、そこはつながっていかないといいところをすごく感じます。

だから、もっと具体性を持たせて、どういう施策を展開すればこうなるということも含めた話にしないと見えてこないのかなと思いました。以上です。

【内藤部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

大した内容ではないですが、本文121ページの29行目②多様なニーズや気候変動等に対応した品種の開発と普及のところ、30行目「さとうきび、パインアップル、野菜、果樹、花き等」と書いてあって、パインアップルは果樹ではないのかという書き方なので、書き方を検討していただきたいのと、31行目「本県の気候条件等に適した品種の開発」となっていますが、この上のタイトルは②多様なニーズや気候変動等に対応した品種の開発とな

っていて、合っていないですね。

このタイトルのほうが書き方としてはいいかと思いますので、ここの書きぶりを検討していただければと思います。

どうぞ。

【嵩原専門委員】

1点だけ。担い手の考え方の中に織り込んでもらいたいのは、株式会社や法人の参入のところは前広に書いていいのではないかと個人的に思います。実際、動きとしていろいろな事例も出てきているわけですが、会社経営の一環として農業の分野に参入してくる取組については、ある意味、貴重な担い手として捉えるべきだと私は思っておりますので、そのあたりも検討してもらいたいと思っています。

農地の所有権の問題とは別に、作り手としての捉え方で株式会社は考えるべきだと思っております。以上です。

【内藤部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。具志委員、どうぞ。

【具志専門委員】

13ページで、農業大学校や高等学校といろいろなカリキュラムの充実・強化はいいのですが、自分たちが親として子供たちの将来を考えると、技術的な面はいいんです。きちんと勉強できますが、ただ勉強したときに自分の将来が見えてくるような形。そしてやりながら、その地域で技術を持った若者を受け入れてもらって、そういう流れもきちんとあるのかどうか。

ただ技術やカリキュラムだけでは若者はそこまで魅力がないと、特に農業というのは暑いし、大変だし、もうからない。要するに夢を持ってないと若者は来ないので、後ろの方々がやっけていらっしゃるからあれですが、若い人が本当に将来農業、それから漁業に夢を持てるような形でのカリキュラムをしないと、ただの技術だけの授業だけでは…。

本当に思うのが、専門学校を出て、将来この専門を生かした仕事に就いているのか。逆に農業大学を出ていても普通の営業マンで回るとか、そういうことがあると思います。だから、そういう子供たちの将来を見据えた動きをやってあげないと、結局いくらここでどれだけカリキュラム何とかと書いても駄目ですよ。やはり本当に人間的に成長して行って、受け入れてくれて地域で変わっていく、若者を育てていくという気持ちがないと、ただ、

カリキュラムだけの授業では将来的には大変だと思います。母親としての気持ちがそうだと思いますが、これを感じました。以上です。

【内藤部会長】

どう文章に盛り込んでいくかというところは難しいですが、やはりそういうところも。高原委員、どうぞ。

【嵩原専門委員】

関連して、非常に貴重な指摘だと思って今聞いたのですが、農業大学や農林高校の学生に農業の話をするのはある意味当たり前で、そこで技術の話をするのも当たり前です。大事なのは経営です。農業で飯を食っていくために何が必要か、そういう経営のノウハウも含めてやらないといけないと思っています。

もう1つ枠を広げて言うのであれば、農業を学ぶために来ている学生だけではなくて、例えば小学校、中学校に、今JAグループとして小学5年生に「沖縄の農業」というサブテキストを配っていますが、農業の実態を理解させる。もっと若い段階で農業の現状、漁業の現状、林業の現状、地元の産業としてどういう分野が今どういう現状なのかということも理解させる取組が不可欠だと思っています。学校の先生方も分からないです。

だから、そこをしっかりと理解をさせて、それで農業など1次産業に魅力を感じて入ってくる子を幅広く受け入れていくと。我々農業の関係者ではなくて、もう少し幅広いところから枠を広げての対策というのが必要ではないかなと思っています。

私は、ボランティアで大学生に沖縄農業の現状を年に2回ぐらい話をするのですが、殆どの大学生が沖縄農業の実態を全く分かってない。ただ、やってよかったと思うのは意外とみんな肯定的で、やってみたいと思ってくれる反応があるというのは、ある意味うれしいのですが、そういう現状を教えてくれる対応は全くやられてないのではないかと感じています。

技術だけでは駄目だと、今、具志委員がおっしゃったことに対して反応として言っておきたいと思います。

【内藤部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。かなり時間も押していますので、このあたりにしたいと思います。

それでは、次にテーマ1はここまでにしまして、他部会からの意見照会については後に

したいと思います。

スマート農林水産技術の実証と普及について、事務局より説明をお願いします。

イ スマート農林水産技術の実証と普及について

3-(7)-オ 農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

資料15ページをお開けください。施策3-(7)-オ スマート農林水産業の実証と普及ということで、簡単に御説明させていただきます。

課題でございますが、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の導入が不可欠というところがございます。

一方で、気象条件、栽培品目等が本土と異なりますので、本県の農業に適した沖縄型スマート農業を確立する必要がある。

ブランドの強化に向けたさらなる品種育成、技術開発等、また環境保全や資源の維持・管理等に向けた調査研究の必要がある。

あと、モズク等の天候に左右されにくい品種の開発や養殖技術の普及を図る必要があるというところがございます。

この施策についての施策展開は、①デジタル技術等を活用したスマート農林水産技術の実証と普及ということで、モデル産地において生産性と収益等の観点から実証を進めてまいりたいと思います。この実証を踏まえまして、各地域の産地の課題や現場ニーズを踏まえた効果的な技術の選定と普及・実装に向けた各種支援。また、さらに次世代型の技術につきましても、閉鎖型施設等々がいろいろ想定されますが、産官学連携による研究・技術開発を進めてまいりたいと思います。

②多様なニーズや気候変動等に対応した品種の開発と普及で、遺伝能力の高い種雄牛や繁殖性や産肉性に優れた種豚等の改良、知的財産としての保護。

③地域特性を最大限に生かした農林水産技術の開発と普及では、実証ほや展示ほの設置による迅速な現場普及、産官学連携の下、アグリバイオやフードテック等の最先端技術、また本県の農林水産物の有する機能性の融合による新たなイノベーション、基礎的技術の開発というものを取り組んでまいりたいと思います。

参考資料をお目通しいただきたいのですが、沖縄におけるスマート農林水産の主な取組状況ということで、農業、南大東におけるプロジェクト、林業、水産業の記載がございます。

あと、今後想定される活用方法としては、A Iを活用した病虫害診断、予察、栽培技術の見える化による営農サポート、作業管理や生産予測による経営管理、流通関連データとの関係による需給調整などの活用があるものと考えているところでございます。

取り急ぎ駆け足でございましたが、施策3-(7)-オについて以上となります。

【内藤部会長】

ありがとうございます。

私、先ほど品種の開発と普及というところで発言してしまいましたが、ここで発言すべきでした。申し訳ありませんでした。

それでは、ここの部分について委員の先生方、御意見をお願いします。谷口先生、どうぞ。

【谷口専門委員】

スマート林業のことです。スマート農業がI o Tで導入不可欠と書いていますが、実はスマート林業も沖縄県では資源研究センターでかなり具体的な研究も何年かやっていて、それらしき現場で使える技術がそろそろ出てきています。だから、あと10年考えるとスマート農業と同じようにスマート林業という形で、人を現地・現場で、森林の中で配置しなくてもいいような状態で資源調査ができるというのはあり得ると思いますので、ぜひここもデジタル技術を活用したスマート農林水産業の中の実証と普及の中に「スマート林業」という言葉も加えてほしいと思います。それはいわゆる予算獲得の1つになっていくのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

【内藤部会長】

ほかにいかがでしょうか。普天間委員、どうぞ。

【普天間副部会長】

スマート農業はいろいろなやり方があると思いますが、我々農業の経験がないのでそういう期待感というのがよく分からないです。宮島委員長からスマート農業に対する期待感というか、課題みたいなものがあれば発言を求めたいと思います。

【内藤部会長】

それでは、宮島さん、どうぞ。

【オブザーバー(宮島)】

最近、私がレクチャーを受けた中では、先ほど普天間理事長からもありましたが、みどりの食糧システム戦略で作業の効率化の中でスマート農業に関する項目があります。I o

T等の先端技術という部分で、例えば、サトウキビの農家からすると施設栽培のイメージがあって、なかなか手を出しにくい部分があるのですが、この農林水産省のレクの中で、例えば害虫防除はドローンを活用して、害虫が発生しているところだけを直接集中的に防除するなど、今そういった技術もあるそうです。そういうことが自分たちの耳になかなか入ってこないのが、施設栽培でなければ別物かなと思っていたり、また先ほど集約の話をしました。先ほどありました大東島での農業でもやはり1枚の面積が広いところでない、減価償却率と合わないという部分で、大型の機械を導入しにくい部分があります。もう少し小型化した上で、実情に合った農家が使えるような形にするのも必要だと思います。

周知の部分も多様な農家に対処したI o T、スマート農業という部分を少しカテゴリー分けして、先ほど林業の話もありましたが、カテゴリー分けして、いろいろなパターンでI o Tの活用ができることをもう少し周知していただければ、農家は自分の営農計画の中で入れ込むことができます。またスマート農業を導入したときに、今まで労働力を減らせるという部分で3名で進めていた施設を2人でできるとか、そういった具体的な数値も必要だと思います。

そういう部分で、まだ普段の作業の中で学ぶ時間がなく、なかなか手をつけにくい部分もありますが、そういう部分を知ることによって農家自身もそういう技術がどれだけ自分にメリットがあるかを確信していけるとと思いますので、そういう部分の周知も含めてお願いしたいと思います。

【内藤部会長】

ありがとうございます。どうぞ。

【嵩原専門委員】

スマート農業の取組については、もう既にいろいろなところでやっている事例もたくさんあるわけなので、応用の段階に入ってきていると思っています。ぜひ沖縄で使えるものは何なのか。その選択も農家ができるように、普及・定着を進めてほしいという思いがあります。

今、委員長の話にもあったとおり、現場では使えるものは使おうというスタンスだと思いますので、例えば畜産分野で牛温恵など普及が定着しつつあるわけですが、あれもスマート農業ですし、幅が広いと思います。ツールとして使える分野はがんがん取り入れていく。自動操舵の農業機械、サトウキビでやっている事例は生産性を上げる分野でのスマート農業であり、もう少し技術的に使える分野もいっぱいあるわけです。園芸分野で使える

ものもいっぱいあるわけです。その応用というか、現場での定着に向けての取組をぜひ促進してもらいたいと思っています。

15ページの書きぶりを眺めていて思うのは、右側の枠の中③の1つ目で「県の独自ブランドの確立」という言葉が出てきますが、独自ブランドを作り上げるための取組は一体何があるのかなと思うわけです。「おきなわブランド」という言葉もありながら、さらに独自ブランドを作る取組は何があるのかなと思いますので、もう少し分かりやすく整理をしたほうが良いと思います。

一番下の産官学連携の部分も、OISTや県の外郭のOSTC、いろいろなところで農業の可能性のある取組がなされていると聞いておりますので、ぜひその研究開発についても、現場サイドの定着に向けての取組をお願いしたいと思っています。

シーズとしてのいろいろな取組はいっぱいあるのですが、なかなか現場で使えていない現状があるのではないかというのを感じますので、自分たちの分野だけにこだわらないでいろいろなところとの連携を積極的にやって、ぜひ沖縄農業の可能性を広げてほしいなと思います。これは要望です。よろしくお願いします。

【内藤部会長】

谷口委員、どうぞ。

【谷口専門委員】

気象変動に対応した品種の開発と普及のところ、さとうきびや畜産が挙がっていますが、林業分野でもリュウキュウマツの抵抗性品種の育成を資源研究センターはやっていますので、そういうものも項目として挙げてほしいと思います。

多分、世界のマツの中でマツ材線虫病、線虫に対して弱い種類だと言われているリュウキュウマツに対して、今18系統か16系統のマツ材線虫病に強い個体ができていまして、その育種集団林ができています。それは品種として登録可能なので、知的財産の保護も含めたところでこの項目に挙げてほしいと思います。

それと、次の③地域特性を最大限に生かした農林水産技術の開発と普及のところ、2段目で普及組織、研究機関、農業関係団体等によって連携した実証ほや展示ほは、もちろん絶対必要だと思いますが、森林も経営林を中心に実証林や展示林など見本林みたいなものをつくれる場所があります。昔、古い看板などをよく山の中で見るとは、過去はそういうものを本当につくっていました。

でも、今はそういう事業がなかなかないということなのか、それこそ普及組織が弱体化

しているのか、職員も少なくなったのか、いろいろな要因があるのかもしれませんが、森林がこういう形をすれば環境配慮ができていますとか、やんばる型森林業の実証林としての場所に看板を立てて、それを整備するということは林業もできますので、ここもきちんと挙げてもらって、こういうのが1つの優良見本だということを農業もだし、林業もやっていく必要がありますので、ここは森林の実証林や展示林、見本林を掲げるような状態をつくってほしいと思います。以上です。

【内藤部会長】

上原委員、どうぞ。

【上原委員】

今、谷口先生が話された部分ですが、サトウキビ、種豚、今リュウキュウマツというお話が出ましたが、やはりモズクもつけ加えておいていただければ、農・畜・林が出て水が全く出てこないというのは少し残念な気がします。

多分、文言の中に「花き等」の後に「モズク」と入れても書きぶりとしては問題ないかなど。私は別立てかなと思ったのですが、そうでなくても、ここに後ろにモズクと。本県の適性優良品種とやれば、別に農水分けなくてもいいのかなと思ってはいたのですが、今、林の話を出されたので、その辺は少し工夫していただきたいと思います。

【内藤部会長】

農だけではなくて、林・水産も含めて検討いただきたいと思います。

どうぞ。

【普天間副部会長】

今のスマート農業ですが、最初にスマート農業の導入が不可欠というのがありますが、どうやって導入するのか、誰に導入するのか。

さっき委員長からもあったように、とてもではないがこんな高価な機械を個別農家で導入できないのではないかな。あるいは、農地集約をして面積を拡大しないとできないのではないかな。これはどうやって導入するのか。誰に導入するのか。

例えば個別農家に対してであれば、土地の面積拡大はどうするのか、資金の手当てはどうするのか。あるいはまた誰にという部分で機械銀行をどうにかつくるのか、あるいはくみにさせるのか、あるいは農作業受託組織をつくるんだと。要するに、右側(施策展開)の部分です。左側(総点検)で導入不可欠と言っているのに、右側にはどうやって導入するのか、誰に導入するのかというのがないわけです。それでは絵に描いた餅になりかねない

ので、もう少し具体的にどうやって導入するというものがないと。

これはどっちをイメージしていますか。個別農家をイメージしていますか。それとも受委託組織みたいなものをイメージしているのですか。

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

少し補足させていただきます。現段階のイメージという形で大変恐縮ですが、参考資料の1枚紙に、県における取組状況について記載しているペーパーがございます。その一番上に考え方を記載しておりますが、スマート技術については、本土と異なる希少環境への対応、導入コストや維持管理の観点からの適正導入規模があるというのは認識しております。

そのため、法人さんなど大きいところは所有も可能かと思いますが、当然普天間委員から御意見のあったように、共同管理や委託法人化などの体制の検討も必要かと思っております。各品目や地域で解消したい課題も異なると思います。省力化、品質向上、可視化が異なると思っておりますので、関係団体と連携して、品目ごとに実証・展示を兼ねたモデル産地をつくって行って、その展開を通して普及できればとイメージしているところでございます。

【内藤部会長】

このあたりもしっかり検討していただくとして、最後のテーマ3の農林水産業の基盤整備についてに入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

ウ 農林水産業の基盤整備について

1-(3)-7④ 赤土流出防止に向けた総合対策

3-(7)-カ 成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

最後でございます。大変恐縮ですが、駆け足で御説明させていただきます。

資料16ページを御覧ください。施策3-(7)-カ 成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備でございます。素案122～123ページでございます。

施策実現に向けた施策展開について御紹介させていただきます。

①生産性と収益性を高める農業生産基盤の整備ということで、先ほど委員から御指摘ありましたように、スマート農業の進展等を見据えた農地の整形と大区画化。次に、地下ダム等の農業用水源の整備と併せた畑地かんがい施設の整備。草地や畜舎等の畜産基盤と汚水処理施設、堆肥処理施設等の総合的整備。

②自然環境に配慮した森林及び林業生産基盤の整備につきましては、機能に応じた利用区分(ゾーニング)に基づく自然環境に配慮した森林施業。多面的機能を持続的に発揮させるための森林整備保全というところでございます。

あと水産については、③水産物の生産性を高める生産基盤の高度化としまして、漁港の防波堤や暴風施設等の整備、漁船の安全係留の確保、就労環境の改善のための防暑施設や浮棧橋の整備。高度な衛生管理に対応した一体的な荷捌き施設等の整備。

④農山漁村地域の強靱化対策の推進ということで、点検、機能診断、監視等を通じた補修、更新等による施設の長寿命化。地震等に対応する岸壁など漁港施設の改良・更新等を予定しているところでございます。

引き続き17ページも御紹介させていただきます。

施策1-(3)-ア 海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献ということで、赤土対策の箇所でございます。

こちら農林水産分野につきまして右側で、④赤土等流出防止に向けた総合対策として、赤土流出の実態に応じて、営農支援の強化、ほ場勾配の抑制、グリーンベルトの設置や沈砂池等の設置や堆積した土砂の除去などの総合的な対策の強化を図ってまいります。

最後でございます。他部局からの御質問もございますが、施策4-(3)-ア 多様な分野における国際協力・貢献活動の推進ということで、国際交流や協力を通じた多面的なネットワークを生かし多様な分野において国際社会に貢献として、農林水産部では③農林水産分野における国際協力の推進としまして、JICA沖縄や監理団体等と連携し、島しょ地域等からの海外研修生の受入れや技術交流支援。操業継続に向けた漁業協議に関する情報収集等によるパラオとの友好関係強化を明確化するためのMOU(覚書)締結といったものを掲げているところでございます。以上でございます。

【内藤部会長】

ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御意見いかがでしょうか。

【谷口専門委員】

素案だと122ページです。先ほど説明のありました、自然環境に配慮した森林及び林業生産基盤の整備でゾーニングということが挙げられていますが、7月26日に世界自然遺産委員会で登録が決定しまして、8月2日にやんばるは登録一覧表に記載されて、晴れて世界自然遺産になったわけですが、私の昔の友達や前職の仕事場の方が、そういうところで木

を切るのかということが、そろそろメールでも出てきていまして、ゾーニングという意味を理解してもらっていなくて、あくまでも世界遺産の指定エリアの緩衝地帯や周辺地域で林業をしているということに対しての認識が国民の中にはないです。

だから、ここをもう一度ゾーニングというのがどういう意味で、なぜこの場所をゾーニングしているのかということをもう1段足してもらって、その場所で自然に配慮した林業に取り組むという形を取らないと、木を切ったことによって、今度は内地のマスコミが騒ぎ出す可能性もありますので、ここの配慮をきちんとすべきだと思います。ゾーニングの意味と、そのゾーニングはきちんと合法的なものであるということをもう1行記載する必要があります。

それから、赤土流出に対して40ページのところです。今日の意見にも出させてもらったように、確かに赤土は農業的な、効率的な方法である程度防げることは分かるのですが、現時点で県の北部地域の農林水産省の補助で造ったパインアップル畑が、やはり雨が降ると流れているんです。沈砂池がない場所も本当にあります。

そういうものを根本的に解決するためには、耕作放棄地が元に戻らないのであれば、耕作放棄地を山に戻すという制度を発展的につくっていくことをここでうたってほしいと思います。そうすることによって、土が流れないという根本解決にもなっていくしますので、そういうものを新しく目玉にして、どうしても農地にならないところは元に戻すというのを積極的に施策として進める必要があると思います。以上です。

【内藤部会長】

髙原さん、どうぞ。

【髙原専門委員】

1点だけです。説明いただいた資料2でいえば、16ページの右側①の3つ目ですが、草地や畜舎等の畜産基盤と汚水処理施設、堆肥処理施設等の総合的整備の取組については、今、谷口先生がおっしゃったとおり、世界自然遺産登録の関係もあって、北部地域で今後の農業展開を考える上で不可欠な取組になっていると考えています。

もちろんほかの地域でも大事ですが、とりわけ北部地域にある畜産の大規模生産施設の汚水処理については課題がある中で、もう少し耕種との連携を強化して展開していかないとゆくゆく大きな問題になってくるだろうということもありますので、ぜひ耕畜連携という観点からその整備を推進してもらいたいなと思います。耕種においても土づくりというのは、やんばる、北部地域の農業の最大の課題でもあるので、ぜひ畜産との連携を強化し

ていってもらいたいと。

なので、「畜産分野における」という書きぶりが本文の中で見えますが、地域農業全体の振興のために耕畜連携を推進していくという捉え方が必要ではないかと思っています。

【内藤部会長】

ありがとうございます。

関連しますが、髙原委員が指摘された本文を見ると122ページの26行目、「畜産業の持続的な繁殖経営の安定化と」と続いています。これは繁殖経営以上に、養豚や養鶏のほうがむしろ問題だと思しますので、ここを耕種との連携を含めて書きぶりを検討していただきたいと思えます。

それから、生産基盤の整備のところでは園芸用施設の整備が全くないですね。前のブランドのところにはあったと思うのですが、ここにもしっかりと園芸用施設の整備を入れるべきだと思います。

特に離島では防風林がぼろぼろになっていて防風林の役割を果たしていないところがいっぱいあって、農業への影響も大きいと思しますので、防風林の整備も基盤整備のところに入れておく必要があると思えます。

【髙原専門委員】

言い忘れましたが、ここは環境対策という観点が一番大事だと思っていますので、農業の生産性を上げるというのはもちろん大事な要素ですが、地域の環境対策、あるいは沖縄県全体の環境対策の観点からも強く書いておいたほうがいいのではないかと思います。

【内藤部会長】

ほかにはいかがでしょうか。具志委員、どうぞ。

【具志専門委員】

県連でもそうですが、県が予算を出して子供たちがベチバーを植える。要するに赤土防止をやっているのですが、将来この子供たちが大きくなって赤土などを理解をしていなければ、テレビで画面に出ていても、赤土が流れますと言っても関心がないわけですよ。

だから、子供たちにもしっかりとこの赤土はどうやって流れてくるのか、海にはどういう影響があるかということも分かってもらわないといけないので、これは農業とは別として県民として自分の島の大事な資源、環境が悪くなるということもありますので、ぜひ予算をもっとつけてもらって、子供たちにベチバーを植えながら赤土防止をしているんだよ、その関係で海が汚れたりとかいろいろ勉強があるはずですよ。それを必ずしも農業、漁業で

はなくて、将来を担う子供たちにしっかりこういうものを教えてほしいと思っています。
お願いします。

【内藤部会長】

本文の中ではグリーンベルトの設置ということで、それが含まれているのかも分かりませんが、一般の県民がグリーンベルトと言って、それをイメージするどうかというのは疑問ですので、少しつけ加える必要があるかなとは思っています。

ほかにいかがでしょうか。

【普天間副部会長】

本文122ページの14行目に成長産業化の土台となると書いてありますが、土台はぼろぼろなのではないのかと。

例えば畜産でいえば、県の食肉センターは赤字体質ですよね。繰越欠損金も持っていて、それを埋めきれない。G Pセンターは債務超過です。離島の宮古食肉センターも相当経営が悪化している。今、役場とJ Aがお金を出し合って支えている状況ですよね。八重山の食肉センターの問題もある。畜産でも、施設は経営がかなり厳しいというか、いつ経営が破綻してもおかしくないという状況があるわけです。

例えば農産加工場というのがやんばるにありますよ、これは今休眠状態ですよ。経営ができないわけですよ。仕方がないから農協で請け負ってやっているわけです。

製糖工場。黒糖の価格問題があって大幅赤字。毎年赤字。これ本当に次の操業ができるかどうかと心配しているわけです。これが今の沖縄の農業の土台です。完全にぼろぼろなんです。これを本当にどうするのかというのをもう少し真剣に考えないと。

だから、総点検の中で課題の抽出は合っていますよ。ところが右側の施策展開、こうやってきたけどぼろぼろの状態にあるわけでしょう。従来のやり方では持たないと。これをもう少し課題と施策展開を現状に合わせたもっと危機感のある施策にしないと、これは全国の政府に対して向こう10年間これでいきますと言えないと思いますね。この辺はもう少し危機意識を持った計画にしてほしいと思います。

【内藤部会長】

上原委員。

【上原委員】

赤土の流出防止対策ですが、漁業団体としては早期に流出を止めてほしい。素案41ページ11行目「堆積赤土等の除去」と本文に書いてあるのですが、河口域で堆積をしている赤

土等の除去ということを検討されているのであれば大変ありがたい話ですが、そこを指しているのかどうか。

そこを指しているのであれば漁場回復、環境回復等の事業化を、ぜひ検討して頂きたい。

【内藤部会長】

今日は時間もオーバーしていますので、次回にでも御回答いただきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

特になければ、最後に他部会からの意見照会ということで、先ほど資料4で県から対応をこれでどうかという御意見でしたが、髙原委員からは技能実習生のことをきちんと入れていくべきではないかという意見がありましたし、私も監理団体等と言っても県民は何のことか分からないと思います。そのあたりも含めて、もう少し技能実習生の監理団体ですか、そういうような言い方をしないと分からないかなと思います。そのあたり御検討いただきたいと思いますが、委員の皆さんからその点いかがでしょうか。

(意見なし)

特になければ、そういうような書きぶりをお願いしたいと思います。

あと、普天間委員からも質問ありましたが、今、県から御回答や補足があればお願いしたいと思います。時間も押していますので次回でもいいかと思います。いかがでしょうか。

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

いただいたものについては、次回また回答させていただきたいと思います。

【内藤部会長】

では、次回ぜひしっかりと回答いただきたいと思います。

進行の不便で時間が大分過ぎまして、誠に申し訳ありませんでした。これで審議を終わりたいと思います。

マイクを事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

【事務局 新垣班長(農林水産総務課)】

内藤部会長、どうもありがとうございました。

それでは、本日の沖縄県振興審議会第3回農林水産振興部会は、これをもって終了とさせていただきます。委員の皆様、長時間の御審議、誠にありがとうございました。

次回、第4回農林水産振興部会は9月9日を予定しておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はお疲れさまでした。

(3) 閉会